

事業計画修正（需給調整の特例）
（プラン別冊15P、16P）

オ 新制度施行日（2015（平成27）年4月1日）以前に認可された施設からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用

（ア）基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、子どもたちに質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するとともに、保護者の就労状況等にかかわらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、国においては、子ども・子育て支援新制度の目的の一つとして、政策的にその普及を図っていくこととされています。

同制度では、教育・保育提供区域において供給（教育・保育施設の利用定員の総数）が需要（量の見込みから算出した整備必要量）を上回る場合は、需給調整（認可拒否又は認定拒否）を行うことができますが、認定こども園については、既存の幼稚園や保育園からの移行を促進するために、供給過剰区域においても認可又は認定を可能とするための需給調整の特例が設けられています。

（イ）本市の考え方

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、幼児教育・保育を一体的に受けられることを特徴の一つとしており、教育のみの児童（以下「1号」という。）・保育が必要な児童（以下「2号・3号」という。）の枠を設けなければその特徴をいかすことができないことから、認定こども園への移行促進のための特例措置を活用し、幼児教育・保育ニーズが充足している区域においても必要最小限の範囲内で1号・2号・3号すべての定員設定を認める移行枠を設けます。

保護者の就労支援の観点だけではなく、子どもの最善の利益を第一に考え、幼稚園及び保育園における質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、供給が需要を上回る区域においては、次の考え方に基づき認定こども園への移行を図ります。

① 幼稚園から認定こども園に移行する場合

2号・3号定員について、1施設につき受入児童数の3%まで現行の受入児童数からの上乗せによる定員設定を認めることとします。

また、幼稚園は、保育が必要な~~2号相当の~~児童を預かり保育（一時預かり事業~~（幼稚園型）~~）を含む。）により一定数受け入れていることから、その受入児童数の範囲において2号・3号定員への振替を認めることとします。

ただし、面積・設備基準（2014（平成26）年度末までに整備されているものに限る）から受入児童数の上乗せができない施設については、現行の受入児童数の1%まで、2号・3号定員への振替を認めることとします。

② 保育園から認定こども園に移行する場合

現行の2号・3号の受入児童数を維持したうえで、1施設につき2号・3号定員の3%まで現行の受入児童数に上乗せして1号定員を設定することを認めることとします。

ただし、面積・設備基準（2014（平成26）年度末までに整備されているものに限る。）から受入児童数の上乗せができない施設については、幼児教育ニーズの範囲内において、現行の受入児童数の1%まで1号定員への振替を認めることとします。

（ウ）共通事項

~~2025（令和7）年度以降については、基盤整備の状況や幼児教育・保育ニーズの推移等を考慮しながら、1号・2号・3号の定員設定の基本的な考え方や需給調整の特例の活用について検討することとします。~~

（エ）地方裁量型認定こども園の取扱い

京都ならではの質の高い幼児教育・保育を目指すため、幼稚園及び保育園のどちらの認可も受けない地方裁量型認定こども園については、引き続き、事業計画上見込まないこととします。

- ①保護者の就労状況の変化等に伴う認定変更のニーズに柔軟に対応するために、在園児の認定変更（振替え）は3%を超えても認めることとし、それに伴い受入児童数が移行当初に設定した利用定員を超過する場合には、面積・配置基準の範囲内で利用定員の引上げを認めることとします。

②引上げを行う場合、利用定員の上限は認定区分別給付単価の最低区分の人数とします（1号：15名、2・3号：10名（ただし、移行当初に預かり保育等から振り替えた分及び待機児童対策により定員拡大した分を除く。））。

③2025（令和7）年度以降については、基盤整備の状況や幼児教育・保育ニーズの推移等を考慮しながら、1号・2号・3号の定員設定の基本的な考え方や需給調整の特例の活用について検討することとします。